「子どもを共に育む京都市民憲章」を市民みんなで実践しましょう

子どもたちの命と健やかな育ちを守ることは、私たち大人の責任です。
市民憲章の６つの行動理念ごとに、市民の皆様から寄せられた実践目標「わたし憲章」の一部を紹介します。
「今、自分ができること」を考え、今日から実践してみましょう。

子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。

●子どもをしかった後は抱きしめます。
●子どもの目線で見て、子どもの目線で一緒に考えます。

●子どもを車に乗せるときは必ずチャイルドシートに座らせています。
●大事な子どもを皆で守ります。

児童虐待について

虐待は、家庭という密室で起こる出来事で、家族だけの問題と片付けられがちです。そのため、周りの人が口出ししにくいかもしれません。

しかし、
■**子どもたちは自ら訴えられません。**
■**この子たちの親も悩んでいる人かもしれません。**
■**気づいたらすぐに連絡を！**（児童虐待の通告は国民の義務です。）

児童虐待について知りたい方、子育てに悩んでおられる方は、京都市情報館上のホームページ「**あした笑顔になあれ**」
http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/kodomosos/
（子どもSOS児童虐待防止ウェブサイト）を御覧ください。

親や子を一方的に責めないで！
早期に援助の手を差しのべましょう！

ひとりで悩まずに相談窓口（4面に掲載）に連絡してください。（通告者の秘密は守られます。）

子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。

●子どもができないことは親も一緒になってできるまでやります。
●親も子育て一年生。あなたと一緒に学びます。
●子育てサロン※に参加し、親子で共に楽しく遊びます。

※乳幼児とその保護者同士がふれあい、交流する場。お問合せは、各区・支所の子ども支援センター（福祉事務所）まで。

●休みの朝、体操のお兄さんになって、子どもたちと思いっきり体を動かして遊びます。

【児童館の乳幼児クラブ】
遊びを通じて親子の絆が深まり、保護者同士の交流もうまれます。

子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。

●朝夕、子どもを見かけたら「おはよう」「おかえり」と声を掛けます。
●子どもの下校時間、なるべく外で庭仕事などをしながら見守ります。
●地域の祭り、歩こう会等で地域の子どもたちと仲良くします。
●児童館やこどもみらい館のボランティアに参加します。

子育てボランティアバンクに登録しよう！

京都市では、市民・地域ぐるみで子育て支援の機運を高めるための取組の一環として、子育てボランティアに関心のある方に必要な知識や技術を習得していただくための講習会等のご案内や活動場所について情報提供する「子育てボランティアバンク事業」を実施しています。市民憲章の実践をボランティア登録から始めてみませんか。（登録無料）

【対　　象】子育てボランティア活動に興味・関心のある18歳以上の方
【問合せ先】（社）京都市児童館学童連盟　☎256-0280
ホームページ　http://www.kyo-yancha.ne.jp/vbank/

子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。

あなたの行動をチェックしてみましょう！

- □ 電車・バスの中で、身体が不自由な方に席を譲ります。
- □ 交通法規を守ります。
- □ ゴミ箱以外にゴミは捨てません。
- □ 何事も一生懸命取り組むようにしています。
- □ 子どもとの約束は守ります。できないときは訳を話します。
- □ きれいな言葉使い、敬語をきちんと使うように心がけています。
- □ 人の悪口を言いません。

子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆（きずな）を大切にします。

●家族そろって朝食タイム
テレビを消して「**いただきます**」

●「**お帰り**」の後は
今日の出来事
ゆっくりたっぷり聴いてみよう

●たまには早く仕事を終えて
お風呂でぽかぽか
一緒に「**おやすみ**」

●絵本を読んだり
一緒に散歩したり
心安らぐ一日を
共有しよう

子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

●親子で家の前をきれいにすれば、地域がみんなきれいになる。
●花を育て、緑豊かなまちを目指します。
●買い物の時はレジ袋をもらわないように、エコバッグを持参しています。
●子どものために、携帯電話の制限をします。

緊急提言　子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために

1.6/10

京都市が昨年10月に行った「ケータイに関するアンケート」で、市内の中学校3年生女子の8割が携帯電話を持ち、そのうち2割がメールを通して見知らぬ人と出会ったことが「ある」と答えました。その割合は10人中1.6人。
それでもあなたは無関心でいられますか？

いじめ、わいせつ情報の氾濫、事件・犯罪への接触など、今、携帯電話を介して子どもが加害者にも被害者にもなる事件が後を絶ちません。京都市では、子どもの携帯電話利用のあり方や対応策を検討する「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」が発足。市民団体、学校、行政の他、携帯電話会社も参画し、早急に取り組むべき行動について下記のようにアピールしています。

子どもたちを携帯電話に潜む危険から守るのは大人の責務です。子どもが使用する携帯電話へ必ず有害情報を防ぐ「フィルタリング」を設定し、安全に利用できるように「注意・見守り・指導」を行いましょう。

【問合せ先】教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当　☎222-3590　FAX222-2061
ホームページ
http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/soshiki/29-17-3-0-0_2.html

路上喫煙等の禁止等に関する条例について

路上喫煙によるやけど等の被害が子どもたちにも発生している中、全国的に同種の条例制定を求める声が高まっています。

この状況を踏まえ、昨年、「路上喫煙等の禁止等に関する条例」を制定し、市内全域で路上喫煙をしないよう努力義務を定めた他、都心部に禁止区域を作りました。

私たち大人は、路上喫煙をしないなど喫煙ルールを守りましょう。

携帯電話に潜む有害情報の危険から子どもを守る行動アピール（平成19年12月19日）

※子ども＝18歳未満の者

今、「インターネット機能付携帯電話」からの有害情報や不適切な利用によって、子どもたちの命と健やかな育ちが脅かされています。私たちは、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づき、家庭・地域・学校・企業・行政のそれぞれの立場を超えて連携し、

● **子どもに有害情報を受発信させず、被害者にも加害者にもさせない社会**
● **子どもが安心して安全に携帯電話を使うことのできる社会**

の実現に向けて、緊急に取り組むべき右記の３項目に対して、責任を持って具体的行動に立ち上がります。

1　子どもが使用する携帯電話への適切なフィルタリング設定の導入促進の義務・強化
1　有害情報を排除する社会的機運の向上
1　保護者・子どもへの携帯電話の危険性の周知・モラル指導の強化・徹底

京都市「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」（構成団体：京都市PTA連絡協議会・京都「おやじの会」連絡会・京都市地域生徒指導連合会・人づくり21世紀委員会・(株)NTTドコモ関西・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)・京都市小学校長会・京都市立中学校長会・京都市立高等学校長会・京都市立総合支援学校長会・京都府警察本部・京都市・京都市教育委員会）